

### A 障がいのある人とない人の交流の機会の創出

#### ① 学校における障がいのある人との交流

障がいのある人との交流を通じ、障がいへの理解を深め、地域の中で障がいのある人と助け合い支え合うことを学び、「こころのバリアフリー」を推進する。  
また、各学校において障がい者を招いて福祉教育を行う場合の謝礼補助の予算枠を拡充し、共生社会について学ぶ機会の拡充を図る。

- ゲストティーチャーへの謝礼補助【継続】（目標：〔通常枠〕小・中学校12校〔ろう者枠〕小・中学校12校）
- ゲストティーチャーリストの活用【継続】



### B 一般企業への周知啓発

#### ① 障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発

世代を問わず多くの市民が行き交う公共空間（バスターミナル等）に障がい者アートを展示することにより、障がいや障がい者に対して関わりがなかった市民から障がい者の文化芸術活動について知ってもらい、共生社会への理解を深めてもらう。

また、子どもやその保護者が多く訪れる公共施設等において障がい者アートを展示し、共生社会や共生条例について知り、認識を深めてもらうためのきっかけをつくる。

<展示場所（検討・調整中）>

- バスターミナル（新潟駅南口）【継続】
- 子ども等が多く利用する施設【継続】
- 大規模小売店【継続】



#### ② ともにEntrance（共生社会に関心のある企業ネットワークの構築）

共生社会づくりに関心を有する企業等のネットワークを強化し、情報交換やノウハウ共有を促進することで、民間における共生社会づくりの動きを活性化させる。また、障がい者アートを活用したオリジナルポスター制作に若年層から取り組んでもらうことを継続するとともに、若年層と加入企業の交流を生み出し、相乗効果による斬新なアイデアや取り組みの創出を目指す。

- 公式ポスター、ステッカーの制作及び掲示【継続】
- 情報交換会の開催及び広報紙の発行【継続】
- 企業間ネットワークの強化【継続】
- 公式ホームページにおける加入企業の活動紹介【継続】



#### ③ 合理的配慮事例の募集

市内の企業等における、障がいのある人に配慮した取り組み事例を募集・公開。

- 市内の企業等における事例の募集継続及び寄せられた情報のホームページ上での公開【継続】
- 市役所各所属における合理的配慮事例の募集及び公開【継続】

### C わかりやすい広報

#### ① 共生条例の普及・啓発イベントの実施

共生条例の存在を市民から知ってもらうために、多くの市民が訪れる場所に特設ブースを設け、パンフレットの配布などの周知活動を行うとともに、条例の認知度調査を併せて実施する。障がい者週間をはじめ、障がい福祉に関係しないイベントや施設においてもパネル展示などの周知啓発活動を積極的に行い、条例認知度の向上を目指す。

- イベントにおける周知啓発物品の配布【継続】
- 公的施設でのパネル等の展示【継続】
- 子どもや保護者等が多く利用する施設における周知啓発用ポケットティッシュの配布【継続】

#### ② 若年層の認知度向上に向けた取組の実施

これまでの条例認知度調査において、10代以下、20～30代の認知度が低い傾向が見られることから、学生を対象としたワークショップを開催し、条例について認識を深めてもらうとともに、若い世代への周知方法についてアイデアを募る。併せて、共生条例の周知・啓発動画を作成し、イベントや企業の研修等で活用する。

- 学生を対象としたワークショップの開催【新規】
- 共生条例の周知・啓発動画の制作【新規】



資料4 令和4年度ともにプロジェクトに取り組み予定（写真説明）

A 障がいのある人とない人の交流の機会の創出

① 学校における障がいのある人との交流

- ・教室での盲導犬の様子の写真
- ・授業で大勢の児童が手を挙げている写真

B 一般企業への周知啓発

① 障がい者アートを活用した共生社会の普及啓発

- ・イトーヨーカドー丸大の障がい者アート展示の写真

② とともにエントランス（共生社会に関心のある企業ネットワークの構築）

- ・会議室で企業が説明している写真

C わかりやすい広報

② 若年層の認知度向上に向けた取り組みの実施

- ・学生5名がワークショップをしている画像